

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消請求上告受理事件
国側当事者・国

平成23年4月21日不受理・確定

(第一審・神戸地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年1月21日判決、本資料260号-5・順号11361)

(控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年10月27日判決、本資料260号-184・順号11540)

決 定

申立人	乙
相手方	国
同代表者法務大臣	江田 五月
同指定代理人	石川 裕一

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成23年4月21日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 櫻井 龍子

裁判官 宮川 光治

裁判官 金築 誠志

裁判官 横田 尤孝

裁判官 白木 勇